

## 松本市障害児保育事業実施要綱細則

(要綱第2条関係)

第1条 入所審査委員会委員の選任区分は、次のとおりとし、必要に応じて変更することができるものとする。

区 分	所 属	職 名	人 員
保育指導部門担当職員	保 育 課	指導担当	1
		保育専門指導員	1
		保育専門指導員	1
保育現場部門担当職員	保 育 課	保 育 園 長	1
		主 任 保 育 士	1
		一 般 保 育 士	1
保健福祉部門担当職員	こども福祉課	相談・支援担当保健師	1
	しいのみ学園	保 育 士	1
保健医療関係者	専 門 家	小児科医等の専門職	2
知識経験者	こども福祉課	教育相談員	1
計			1 1

### 事務局

区 分	所 属	職 名	人 員
福祉事務所長	こども部	部長	1
保育指導部門担当職員	保 育 課	保健師	2

- 2 委員のうちこども部および福祉事務所の職員は任命、その他の職員は委嘱を、それぞれ福祉事務所長が行う。
- 3 審査委員会の判定結果は、委員長が「障害児入所審査委員会判定結果報告書」(別紙1)を保育課長へ提出する。

- 4 保育士の加配期間の更新時における審査委員会判定は、要綱第5条第1項第6号の規定による「観察報告書」に基づいて行い、観察を省略することができる。判定結果は、「障害児入所審査委員会判定結果報告書」（別紙1）を保育課長へ提出する。

（要綱第3条関係）

第2条 入園受付の際の児童の面接、観察保育及び報告書の提出は、次のとおりとする。

（1）新規申請児童の面接及び観察保育の実施

ア 新規申請児童については、受付する園長又は主任保育士が行い、障害の有無や保育所の保育になじむかどうかを判断する。

イ 特に問題がなければ申請書に押印のうえ、次の処理に回す。

ウ 更に詳細な観察を要する児童については、再度来園するよう保護者に依頼し、その際、「観察保育連絡票」を渡す。

エ 観察保育は、別途時間を定め、園長、主任保育士及び障害児保育の経験豊富な保育士等複数の職員により客観的に行い、保育所入所の可否、保育士加配の要否及び審査委員会への判定依頼の要否等について観察者が協議のうえ、結果を「観察報告書」により保育課長へ報告する。

（2）継続児童の観察報告

在園する継続申請児童については、在園の園長がクラス担任保育士及び加配保育士と協議し、前項エと同様に「観察報告書」保育課長へ提出する。

（3）「観察報告書」は、その取り扱いに充分注意すること。

（4）審査委員会への出席依頼

保育の実施期間の更新時における審査委員会へ新規に判定を依頼する必要があると思われる児童については、委員会へ出席するように指示する。日程等については、保育課から直接保護者に連絡する。